

## 見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

### 1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 附属久里浜特別支援学校構内警備業務
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和8年4月1日～令和10年3月31日
- (4) 実 施 場 所 仕様書のとおり

### 2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。なお、本仕様書に関する警備範囲（別紙1）及び勤務時間予定表（別紙2）は、警備実態保護のため公告には記載しない。交付を希望する場合は、本校まで連絡すること。

#### 【連絡先】

国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校  
担当 当:岡田  
電話番号:046-848-3581  
メールアドレス:okada.naoki.gb@un.tsukuba.ac.jp

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天王台一丁目1番1  
国立大学法人筑波大学財務部契約課
- (2) 連 絡 先 契約第二担当 電話番号 029-853-2179
- (3) 見積書提出期限 令和7年12月23日 12時00分  
見積競争結果については、電話等により行う。

### 4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾の上、見積るものとする。
- (2) 見積書には1時間当たりの単価を記載すること。なお、契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

### 5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は

「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。

(4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 6. 請書の作成

契約に当たっては、請書を作成する。(保証金は免除)

#### 7. 契約の方式

(1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。  
(2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和7年12月16日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役  
財務担当副学長 氷見谷 直紀

## 見積書提出の注意事項

1 見積書提出期限 令和7年12月23日 12時00分  
(郵便(書留郵便に限る。)又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で  
発送する場合には提出期限までに必着のこと)

提出場所 〒305-8577  
茨城県つくば市天王台一丁目1番1  
国立大学法人筑波大学財務部契約課 契約第二担当  
電話番号: 029-853-2179

2 見積書作成の注意  
(1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。  
(2) 住所氏名を記入し押印すること。  
(3) 日付を必ず記入すること。

3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。

4 見積書には1時間当たりの単価を記載すること。なお、契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。

6 競争参加資格のための確認書類  
この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類を見積提出期限までに提出すること。  
なお、本学職員から当該書類その他公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。  
・令和8年度に係る一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書  
(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し  
又は過去1年以内に本学との取引実績を有することを証明する書類・・・・・・・・1部

7 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。  
・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>  
・役務提供契約基準  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

## 仕 様 書

### 1 件 名

附属久里浜特別支援学校構内警備業務

### 2 実施場所

筑波大学附属久里浜特別支援学校敷地内

(正門警備ボックスを拠点とし、詳細は別紙1のとおり)

### 3 契約期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

### 4 人員及び業務実施日

人員配置：1名

業務実施日：業務実施日は、当該年度の前年度末までに本校が提示する「警備員勤務時間表」に基づくものとする。

(概ね194日／年 1,051時間40分／年 業務実施日及び時間が学校行事等により増減・変更する場合は、それに伴い警備業務を実施または取り止めることができるものとする。)

なお、令和8年度・9年度の警備勤務時間表は当該年度の前年度末までに提示する。

### 5 代金の支払

請負代金は、当月毎に支払うものとし当月業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

### 6 業務内容

幼児・児童の安全確保及び学校の安全管理対策として警備員を配置する。

- (1) 正門の開閉及び施錠の確認
- (2) 災害発生の予防及び早期発見による通報その他必要な措置
- (3) 出入者及び車輌の管理、不法入構者の阻止及び排除
- (4) 隨時巡回警備（担当係員の指示による。）
- (5) 警備日誌（別紙3）の記録と報告

## 7 業務従事者

業務従事者は、心身ともに業務遂行に支障がなく、職務に必要な判断力と協調性を備えていること。また、業務に関する基本的な知識と技能を有し、責任感をもって職務を遂行できる者を配置するものとする。

## 8 警備費負担区分

### (1) 筑波大学が負担する経費

業務に必要な光熱水料、業務従事者の詰所及び設備

### (2) 請負者が負担する経費

業務に必要な人件費、装備及び業務従事者の被服

## 9 その他

(1) この仕様書は大要を示すものであるから、現場の状況に応じて仕様書に記載されていない事項であっても、筑波大学が管理上必要と認めた場合は、当事者間において協議のうえ、実施するものとする。

(2) 請負者の責に帰すべき事由により、筑波大学に損害を与えた時には、請負者はその賠償の責を負うものとする。

(3) 請負者は業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、本学を退いた後も同様とする。

(4) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

## 警備日誌

係長		担当者			
令和 年 月 日 (曜日)		天候	晴れ 曇り 雨		
警備員 氏名 印		警備員 氏名 印			
警備時間	午 前		午 後		
	時 分	～	時 分	～	時 分
記事					
特記事項					

係長		担当者			
令和 年 月 日 (曜日)		天候	晴れ 曇り 雨		
警備員 氏名 印		警備員 氏名 印			
警備時間	午 前		午 後		
	時 分	～	時 分	～	時 分
記事					
特記事項					

## 請　書（案）

件　　名　　附属久里浜特別支援学校構内警備業務

請負代金額　金　　円也（1時間あたり）

　うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　　円也（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。）

　なお、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、代金額を決定するものとする。

上記の件名について、上記の請負代金額で、下記条項によりお請けします。

### 記

第1条　請負者は、別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって、誠実に業務を遂行するものとする。

第2条　契約期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第3条　完了通知書は、毎月の業務完了後、国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校に提出するものとする。

第4条　請負代金の支払は1か月毎とし、支払額は当該月の業務実施時間に請負代金を乗じた額とする。請負者は当該月の業務完了後、請求書を国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校に提出するものとする。

第5条　発注者は当該月分の検査完了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第6条　発注者は、請負者の作業員が業務中に受けた人身事故及び第三者に与えた事故等について一切関知しないものとする。

第7条　請負者及び請負者の作業員は、業務上知り得た発注者又は幼児・児童の秘密、及び一般に公表されない事項を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

第8条　この契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第9条　請負者は、故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。

第10条　この契約について、発注者、請負者間に紛争を生じたときは、両者協議によりこれを解決するものとする。

第11条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、請負者間において協議して定めるものとする。

令和　年　月　日

国立大学法人筑波大学

契約担当役

財務担当副学長　水見谷　直紀　殿

請負者